

令和8年度 小学生の朝の居場所事業 利用のご案内

1 小学生の朝の居場所事業とは…

保護者が子どもの登校時間より早く出勤する必要があるなどの事情を踏まえ、区立小学校の始業開始前の時間に、児童が安全に過ごせる居場所を校内に設置する事業です。

令和8年度は、以下の5校で試行的に実施します。

- ・開進第一小学校
- ・南町小学校
- ・光が丘夏の雲小学校
- ・関町北小学校
- ・大泉第四小学校

2 実施内容

(1) 対象となる児童

実施校（モデル校）に在籍する1年生から6年生までの児童

※ 利用には事前登録が必要です。

※ 利用登録をしていない児童は、朝の居場所に入室できません。

(2) 利用可能日

- ・月～金曜日（授業のある日）および土曜授業の日

ただし、以下の日は事業を実施しません。

- ・日曜日および授業のない土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- ・長期休業期間（春季・夏季・冬季）
- ・学校行事の振替休日および学校の定める日
- ・入学式、卒業式の当日
- ・学級閉鎖等の対象となっている学級・学年の児童
- ・大雨、暴風、大雪、地震発生などにより休校となった日

(3) 利用時間

午前7時45分から8時15分（または学校ごとに定められた教室の入室可能時間）まで

※ 受付開始は7時45分からです。

登校した児童が大勢になった場合、教室の入室可能時間まで見守り員を配置した場所で並んでお待ちいただきます。

(4) 朝の居場所（教室）利用定員

35人程度（学校の使用教室により異なります。）

(5) 利用料

- ・無料（事前に小学生の朝の居場所事業への登録が必要です。）
- ・利用中等の事故に備え、区が保険に加入します。（保険料は区の負担となります。）

3 利用方法

(1) 朝の居場所での過ごし方

- ・読書や自習をして静かに過ごします。（ボール遊びやかけっこなどの運動はできません。）
- ・教室の入室可能時間になりましたら朝の居場所から退室します。

(2) 持ち物

- ・朝の居場所で使用する学習用具や本等は、ご家庭からご持参ください。
- ・朝の居場所では水分提供はありませんので、必要に応じて水筒等をご持参ください。
- ・通常、学校への持ち込みが禁止されているものは、朝の居場所へも持ち込まないでください。

(3) その他

朝の居場所への欠席連絡は不要です。

4 注意事項

- ・小学生の朝の居場所事業は児童をお預かりする保育事業ではありません。学校の協力により、教室への入室可能時刻までの間、児童が安全に過ごせる場所を提供するものです。（本事業は教員の業務ではありません。）
- ・朝の居場所では見守り員（シルバー人材センター会員）が児童を見守ります。
- ・見守り員は必要に応じて児童への声掛け等を行います。専門的な知識・技能は有していません。児童に対する個別対応や、学習指導等を行いません。
- ・朝の居場所は読書や自習等をして静かに過ごす場所です。ご利用前にご家庭でも、静かに過ごすことをお子さまにお伝えください。
- ・運用方法については、今後必要に応じて変更する場合があります。

5 利用条件（同意事項）

朝の居場所ご利用にあたっては、利用条件に同意の上、利用登録が必要です。

※ 以下の事項に同意の上、ご利用ください。

(1) 登校について

- ・早朝の登校では通学案内指導員の配置がありません。保護者が児童に付き添って登校する等、保護者は責任をもって登校させてください。

- ・朝の居場所までの登校中の安全管理については、ご家庭で行ってください。区では把握や確認をすることができませんので、ご了承ください。
- ・朝の居場所に到着したかどうかの確認等の問い合わせについては対応できません。

(2) 利用について

- ・体調が悪い日の利用は控えてください。
- ・体調急変、けが等の緊急時は、緊急連絡先に連絡し、お迎えや医療機関の受診の付添いをお願いする場合があります。
- ・緊急時には、学校や医療機関などと情報を共有する場合があります。
- ・朝の居場所では、読書や自習等をして静かに過ごします。見守り員の注意に応じないルールが守れないなどの行為が続いた場合は、利用できないことがあります。
- ・故意に施設、備品等を破損・汚損した場合は保護者の方に相応の弁償等をお願いすることがあります。

(3) 飲食について

食物アレルギー事故防止等の観点から朝の居場所では食事はできません。なお、学校で許可されている飲料については水分補給として持参できます。

6 利用登録の有効期間

利用登録を行うことで年度内（3月31日まで）有効です。

7 お申込みについて

(1) 申込方法

①、②のいずれかの方法でお申込みください。

原則として、①の方法での申込みにご協力をお願いいたします。

① 右記LoGoフォームから申込み

② 教育委員会へ「小学生の朝の居場所事業利用登録申請書」を提出

※ 紙で提出する場合は、兄弟分を分けてお申込みください。

利用登録
LoGo フォーム



(2) 申込期間

① 5月11日（月）から利用を希望する場合

令和8年4月7日（火）から令和8年4月20日（月）までに申請してください。

② 6月以降に利用を希望する場合

利用を開始したい前月の10日までに申請してください。

8 利用までの流れ

① 利用登録申込



② 登録完了



③ 利用開始

5月11日(月)から利用を希望する場合は令和8年4月7日(火)から令和8年4月20日(月)までに申請

6月以降、利用を希望する場合は利用を開始したい前月の10日までに申請

お申込み後、教育委員会から学校を通じて登録証を送付します。登録証は、ご家庭で必ず保管してください。登録内容を変更する際にも必要です。

朝の居場所事業の利用が可能になります。

9 登録内容の変更が生じた場合

緊急連絡先など、登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに「登録内容変更申請」または「小学生の朝の居場所事業利用登録内容変更届」を提出してください。

申請は、①、②のいずれかの方法で行ってください。

原則、①の方法での申請にご協力をお願いいたします。

① 右記LoGoフォームから変更申請

② 教育委員会へ「小学生の朝の居場所利用登録内容変更届」を提出

変更用



※本事業は学校施設を利用して実施する事業です。教員の働き方改革の趣旨をご理解いただき、学校へのお問い合わせはお控えください。

【問合せ】

練馬区教育委員会事務局 教育総務課 学校業務係

電話：03-5984-1238

【申請書等提出先】

〒176-8501

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区教育委員会事務局 教育総務課 学校業務係